

# 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定海外事業計画の認定等に関する命令案（概要）

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

財 務 省 国 際 局

## 1. 命令案の趣旨

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）においては、特定海外事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定海外事業に関する計画（以下「特定海外事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとされている。

※ 主務大臣：内閣総理大臣及び財務大臣、主務省令：内閣府令・財務省令

- 今般、法第85条の3第1項の規定に基づき、特定海外事業計画の提出方法等について規定するため、本命令を制定する。

## 2. 命令案の概要

- 本命令の概要は以下のとおり。

- (1) 本命令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。（第1条関係）

- (2) 特定海外事業計画の認定の申請（第2条関係）

- ① 特定海外事業計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を、主務大臣に提出しなければならないものとする。

- ② ①の申請書の提出は、次に掲げる資料を添付して行わなければならないものとする。

- (ア) 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記している場合には、当該登記に係る登記事項証明書

- (イ) 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書

- (ウ) 申請者が暴力団員等と関連しないことを証する書類

- (エ) 特定海外事業計画に記載された事業への投資に係る収支予測モデル（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の見込みに関する情報を含む。）の電磁的記録

- (オ) 特定海外事業計画に記載された事業の実施に際して締結した契約書の写し及び締結する必要があると見込まれる契約書の目録

- (カ) 特定海外事業計画に記載された事業の実施に際して他の法令（外国の法令を含む。）に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする場合には、当該行政庁等の許認可等を受けていることを証する書面及び受ける必要があると見込まれる許認可等の目録

- (キ) 特定海外事業計画に記載された事業の実施に必要となる取引先及び共同事業者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書

- ③ 主務大臣は、①の申請書及び②の資料のほか、特定海外事業計画が法第85条の3第4項各号に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める資料の提出そ

の他必要な協力を求めることができるものとする。

- ④ 法第 85 条の 3 第 3 項第 7 号の主務省令で定める事項は、特定海外事業計画に記載された事業の実施に際して他の法令（外国の法令を含む。）に基づく行政庁の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等を受けていることを証する事項及びその許認可等の申請の状況を明らかにした事項とすること。

(3) 特定海外事業計画の認定（第 3 条関係）

- ① 主務大臣は、(2)①の申請書の提出を受けた場合において、法第 85 条の 3 第 4 項の規定に照らしてその内容を審査し、申請のあった特定海外事業計画の認定をするときは、申請者に対して認定書を交付するものとする。
- ② 主務大臣は、①の認定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないものとする。
- ③ 主務大臣は、①の認定に際し、法第 85 条の 3 第 5 項の規定により、国際協力銀行に対し、必要な情報の提供を求めるときは、本命令において定める様式により、その求めを行うものとする。
- ④ 国際協力銀行は、③の求めを受けたときは、その求めに係る特定海外事業の実現可能性や収益性の評価その他の調査を行い、主務大臣に対し、必要な情報を提供するものとする。
- ⑤ 主務大臣は、①の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に対して交付するものとする。
- ⑥ 主務大臣は、①の認定をしたときは、その旨を国際協力銀行に対して通知するものとする。

(4) 特定海外事業計画の変更に係る認定の申請及び認定（第 4 条関係）

- ① 法 85 条の 4 第 1 項の規定により特定海外事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定海外事業者（以下「変更申請者」という。）は、申請書を主務大臣に提出しなければならないものとする。
- ② ①の申請書の提出は、次に掲げる資料を添付して行わなければならないものとする。ただし、(イ)に掲げる資料については、既に主務大臣に提出されている当該資料の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該資料の添付を省略することができるものとする。
  - (ア) 変更前の特定海外事業計画に従って行われる事業の実施状況を記載した資料
  - (イ) (2)②に掲げる資料
- ③ 主務大臣は、①の申請書及び②の資料のほか、変更後の特定海外事業計画が法第 85 条の 4 第 3 項において準用する法第 85 条の 3 第 4 項各号に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとする。
- ④ 主務大臣は、①の申請書の提出を受けた場合において、法第 85 条の 4 第 3 項において準用する法第 85 条の 3 第 4 項の規定に照らしてその内容を審査し、申請のあった特定海外事業計画の変更の認定をするときは、変更申請者に対して認定書を交付するものとする。
- ⑤ 主務大臣は、④の変更の認定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議し

なければならないものとする。

- ⑥ 主務大臣は、④の変更の認定に際し、法第 85 条の 4 第 3 項において準用する法第 85 条の 3 第 5 項の規定により、国際協力銀行に対し、必要な情報提供を求めるときは、本命令において定める様式により、その求めを行うものとする。
- ⑦ 国際協力銀行は、⑥の求めを受けたときは、その求めに係る特定海外事業の実現可能性や収益性の評価その他の調査を行い、主務大臣に対し、必要な情報を提供するものとする。
- ⑧ 主務大臣は、④の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した通知書を変更申請者に対して交付するものとする。
- ⑨ 主務大臣は、④の変更の認定をしたときは、その旨を国際協力銀行に対して通知するものとする。

(5) 特定海外事業計画の軽微な変更（第 5 条関係）

- ① 法第 85 条の 4 第 1 項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、認定特定海外事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更とするものとする。
- ② ①に規定する認定特定海外事業計画の軽微な変更を行った認定特定海外事業者は、法第 85 条の 4 第 2 項の規定により、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならないものとする。

(6) 特定海外事業計画の変更の指示（第 6 条関係）

- ① 主務大臣は、法第 85 条の 5 第 2 項の規定により認定特定海外事業計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した通知書を当該変更の指示を受ける認定特定海外事業者に対して交付するものとする。
- ② 主務大臣は、①の規定による変更の指示をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないものとする。
- ③ 主務大臣は、①の規定による変更の指示に際し、国際協力銀行に対し、必要な情報の提供を求めるときは、本命令において定める様式により、その求めを行うものとする。
- ④ 国際協力銀行は、③の求めを受けたときは、その求めに応じて、主務大臣に対し、必要な情報を提供するものとする。

(7) 認定特定海外事業計画の認定の取消し（第 7 条関係）

- ① 主務大臣は、法第 85 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により認定特定海外事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該認定が取り消される認定特定海外事業者に対して交付するものとする。
- ② 主務大臣は、①の規定による認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないものとする。
- ③ 主務大臣は、①の規定による認定の取消しに際し、法第 85 条の 5 第 3 項において準用する法第 85 条の 3 第 5 項の規定により、国際協力銀行に対し、必要な情報の提供を求めるときは、本命令において定める様式により、その求めを行うものとする。
- ④ 国際協力銀行は、③の求めを受けたときは、その求めに応じて、主務大臣に対し、必要な情報を提供するものとする。

- ⑤ 主務大臣は、認定特定海外事業計画の認定を取り消したときは、その旨を国際協力銀行に通知するものとする。
- (8) 法第 85 条の 6 第 1 項の規定により、報告をしようとする認定特定海外事業者は、認定特定海外事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として翌事業年度の六月末日までに、主務大臣に報告しなければならないものとする。(第 8 条関係)
- (9) 申請等の方法 (第 9 条関係)
- ① (2)①及び②並びに(4)①及び②の申請書並びに(3)④、(4)⑦、(6)④及び(7)④の書面並びに(5)②の届出書並びに(8)の報告書の主務大臣に対する提出は、主務大臣のいずれかの大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより、行うことができるものとする。この場合において、これらの資料は、当該いずれかの大臣が提出を受けた日に他の大臣に報告されたものとみなすものとする。
- ② ①の資料は、日本語で書かなければならないものとする。ただし、申請者その他の者の氏名又は名称及び住所又は所在地については、ローマ字を用いることができるものとする。
- (10) 認定特定海外事業者は、認定特定海外事業計画に記載された事業の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、主務大臣にその旨を報告しなければならないものとする。(第 10 条関係)

### 3. 根拠規定

法第 85 条の 3 第 1 項及び第 3 項第 7 号、第 85 条の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 85 条の 6 第 1 項

### 4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 9 月 (予定)
- 施行期日：公布日 (予定)